

近

世



# 江戸時代

## 一 杉原氏時代の藩政

### 1 藩主家譜

#### (一) 杉原家譜

#### (1) 〔藩翰譜〕

#### ●杉原

○伯耆守平長房は平將軍貞盛十代の孫伯耆守光平が後胤なり、長房が祖父十郎兵衛尉家利が祖父の世より、尾張の国の住人とは成てけり、家利一男二女を設く、嫡男七郎左衛門尉家次は、伯耆守長房が父なりけり、姉は浅野又右衛門尉長勝が妻、一説に妹なりといふ長勝は、彈正大弼長政が父なりけり

妹は杉原入道道松が妻にて、豊臣太閤家政所の御母公なり、家次所縁に就て秀吉の家に親しかりしかば、彼家に仕へて天正十一年九月九日五十四歳にて死す、

一説に家次丹波国福知山二万石を領し、天正十一年近江国坂本の城に移り、京都の所司代して、同十二月九日に死す、五十七歳なりと兩説なり、

其子長房は政所の御外従弟なりしかば、次第に身を起して、但馬の国豊岡の地を領す、三方石また二万八千石ともいふ

一説に長房十三歳にて、播磨の西代尻池といふ所を賜ひ、十六歳にて叙爵し、豊後の臼杵但馬の豊岡播磨の三木の城等を賜り、移りて父が家を継ぐ

と云ふ、

慶長五年の秋東西の軍一時に起り、但馬の国の人々は丹後の国に向ふ、細川が領なり長房も其催促に随ひて寄手にぞ候ひける、関が原の戦終てのち、天下悉く徳川殿に従ひまゐらず、長房元より、東国に心を通じ

ければ本領を安堵す、

政所の御所縁の人にて浅野長政が婿たりし故にや

一説に明る慶長六年、常陸国新治郡小栗の庄五千

石を加へ賜ふと云ふ、又其後豊後国杵築の城を賜

りしとも云ふ、悉しき事いまだ聞かず、

大坂の軍に従ひ首十九きつて献る、五十六歳にして

寛永六年二月四日に卒す、男伯耆守重長父に継ぎ寛

永七年に叙爵す、初名は正保元年十月三日に卒して

子なければ、竹中左京亮重常が男は、外甥なるに因

つて世嗣として、帯刀重元と申す、承応二年十月十

四日重元十七歳にて、世を早うし世嗣なければ家絶

えたり、

杉原

平家利イハシ 十郎兵衛尉尾州住人先祖出自鎮守府将軍平貞盛十代孫  
杉原伯耆守光平後云

家次シ

七郎左衛門尉天正十一年九月九日死五十四歳 浄庵

女子二人

浅野又右衛門長勝妻  
杉原助左衛門定利道松妻  
即豊臣大閣秀吉公政所御母

長房フナ 弥平次

伯耆守從五位下  
天正十六年月 叙任  
寛永六年二月四日卒五十六歳 道無

女子 木下肥後守家定室

重長 吉兵衛

從五位下伯耆守  
寛永七年十二月廿九日叙任  
正保元年十月三日卒二十八歳  
重元モト 帶刀  
美竹中左京亮重常男  
承応二年十月十四日死  
歳十七家絶

長俊トシ 長兵衛 早世

女子六人

北条出羽守氏重妻  
舟越三郎四郎永景妻  
松平伊賀守忠晴妻  
堀美作守親昌妻  
浅野撰津守某妻  
竹中左京亮重常妻

(2) 「寛政重修諸家譜」

杉原 (平氏貞衡流)

家次シ 七郎左衛門

豊臣太閤につかへ、京都の所司代となり、丹波国福知山城  
を領す。天正十二年九月九日死す。年五十四。法名浄庵。

丹波国奥野部村長安寺に葬る。

某 源七郎

子孫七十郎正武が時に至りて家たゆ。系は下に見えたり。寛永譜に源七郎正武が始祖とし、突出所の出所をいはず。今其支流源七郎正衡がさ、ぐるの系図に、源七郎義正に作り、家次が弟に係く。そのかみの譜これはいはずといへども、家紋もまた同じく、萩の丸を用ふるときは、同祖たることは疑ふべからず。よりにて今これを補ふ。

女子 浅野又右衛門長勝が妻。七曲と称す。豊臣太閤の政所高台院の養母なり。

女子 杉原助左衛門某が妻。あさひと号す。高台院の実母なり。

長房 弥兵治 伯耆守 従五位下 母は某氏。

天正二年近江国小谷に生る。幼にして父母に離れ、浅野長政にやしなはれ、十四年より豊臣太閤につかへ、摂津国西代尻池の地をたまふ。時に十七年従五位下伯耆守に叙任し、豊後国杵築の城主となり、後但馬国豊岡にうつされ、二万石を領し、播磨国三木の城代となる。慶長五年石田三成が催促に応じ、丹後国に出陣すといへども、長房固より東照宮に志を通じたまつるにより、関原凱旋の後本領を安堵す。十六年外舅浅野長政が請により、其遺領のうち常陸国新治郡小栗庄にをいて五千石をわかちたまはり、旧領を合て二万五千石を領す。十九年大坂の役に酒井雅楽頭忠世が手に届して供奉し、元和元年の御陣にも彼手につきて従ひたまつり、首十九級を得てたまつる。寛永六年二月四日卒す。年五十六。心違道無花岳院と号す。三田の林泉寺に葬る。後代々葬地とす。室は浅野弾正少弼長政が女。

重長 吉兵衛 伯耆守 従五位下 母は長政が女。元和二年生る。寛永六年遺領を継。四歳に十七年十二月二

十九日従五位下伯耆守に叙任し、正保元年十月二十八日卒す。年二十九。寛永譜に織田出雲守高長が女。親が女。室は織田出雲守高長が女。

長俊 早世 長兵衛 母は上におなじ。

女子 母は上におなじ。北条出羽守氏重が室。

女子 母は上におなじ。浅野弾正少弼長政が養女。

女子 母は上におなじ。松平伊賀守忠晴が室。

女子 母は上におなじ。堀美作守親昌が室。

女子 母は上におなじ。浅野但馬守長晟が養女。

女子 母は上におなじ。竹中越中守重常が妻。

女子 母は上におなじ。青山丹後守幸通が妻。

女子 母は某氏。浅野紀伊守家臣上田主水正重安が妻。

重玄 初重元 帯刀 實は竹中越中守重常が三男。寛永十四年生る。正保二年閏五月二十六日さきに重長終に臨み、姫重玄をもて養子とし、其女に配せんことをこふと、勤勞をおぼしめされ、旧領但馬国のうちをいて一萬石をたまはり、その余は取めらる。十月七日はじめて大猷院殿にまみえたてまつる。時に四年六月二日仰をうけたまはりて神田橋石屋の普請を助く。承応二年十月十四日卒す。年十七。円芳秀徹光現院と号す。嗣なくして家絶ゆ。室は重長が女。

女子 母は某氏。重玄が室。

家紋 萩の丸 正衡が呈譜に、萩の丸又裏寫を用ふと云。

(3) 「徳川実紀」

寛永六年二月四日、

(但馬国豊岡) 豊後国杵築城主杉原伯耆守長房卒しければ、長子吉

兵衛重長に遺領二万五千石襲しめらる。此長房は七

郎左衛門家次が子なり。家次姉は浅野又右衛門長勝

が妻(長勝は長政が父なり)、妹は杉原入道道松が妻に

て、豊臣太閤政所の母公なりければ、長房外家のち

なみもて次第に身を起し、天正十七年叙爵し伯耆守

と称し、杵築の城主となり、後但馬国豊岡の城に移

り二万石を領し、播磨国三木の城代となり、慶長五

年東西の軍一時に起りしかば、丹後国寄手の中にあ

りしかど、関東に志を通じければ、関原の戦終ての

ち本領を安堵し、慶長十六年外舅浅野弾正少弼が請

により、遺領の内常陸国小栗の庄五千石を分ちたま

ひ、二万五千石となり、再び今の城賜り、大坂の軍にしたがひて首十九切て献じ、この日五十六歳にして卒しぬ(『東武実録』『藩翰譜』『寛政重修譜』)。

正保二年閏五月二十六日、

但馬国豊岡城主杉原伯耆守重長没前に男子なき故、

竹中左京亮重常が二子帯刀重玄しげはる外甥なれば養ひて子

とし、其女に配し家つがせん事を請ふ。すでに没期

の願は聞召入まじき制に定めらるゝといへども、祖

父伯耆守長房 神祖につかへて精勤し、其身も怠

らず奉仕せしゆへ、遺領二万五千石のうち、但馬の

地にて一万石を帯刀重玄に給はる。この重長は伯耆

守長房が子にて、寛永六年家つぎ、十七年十二月廿

九日爵たまはり、去年十月廿八日二十八歳にて卒す。

(二) 「杉原家相続の覚」 齊藤安信氏蔵

一 杉原道正御生国御在所共ニ尾州清洲、

但し氏は平氏、

右道正の御子六人、

一 御嫡子男杉原七郎左衛門様、  
(家次)

御生国御在所共に尾州清洲、

一 御息女朝日様御生国御在所共に同断、

御息女政所様大閣様御台様也、

御行年七十二才にて御逝去、御法名高台院様申候、

右朝日様と奉号儀は尾州清洲の御城の門に

朝日口と申所在之候、則其所に御居住被成

に付て朝日様とは申候、

一 御息女七曲様御生国御在所共右同断、  
なまがり

右七曲様と奉号儀は尾州清洲の御城内に七

まがり口と申所在之候、則其所に御居住被

成候に付て七曲様と申候、

一 御息女長踰院様御生国御在所共右同断、

一 御息女木下肥後守様御生国御在所共右同断、

一 木下若狭少将様 後長味様と申候、

一 同宮内少様

一 同右衛門太輔様

一 同金吾中納言様

但し太閣様御養子

一 御息女小巻様

一 杉原七郎左衛門様、太閣様へ御奉公に御出被成候儀

は太閣様、信長様へ御出被成候て御全世の

時分七郎左衛門様御府被成被召出候事、

一 青山彦左衛門儀、右七郎左衛門様御奉公に御出被成

候刻、御府被成被召出候事、

一 青山彦左衛門儀は七郎左衛門様御為には甥にて候、

小巻様子にて候、

一 七郎左衛門様御事御名乗太閣様御身近被召仕渥分忠

勤被成候由、

一 信長様御他界以後少の間七郎左衛門様、江州安土の

御城に御座被成候事、其刻青山彦左衛門二の丸に被差置候事、

一 其後七郎左衛門様、江州坂本に御座被成候事、其刻彦左衛門二の丸に被差置候事、

一 其後七郎左衛門様、播州姫路に御座被成候事、其刻彦左衛門三木の御城に被差置候事、

一 七郎左衛門様御働の事、播州三木の城主別所を御討罰被成候刻、七郎左衛門様別所が城内水の手を御責取被成候、其故早速落城仕候無比類御働の由、上様御感被遊候由、

一 明智殿御討果被成候、以後七郎左衛門様摂州山崎に御座被成候事、其刻彦左衛門二の丸に被差置候事、

一 太閤様一度摂州大坂の御城御普請の儀、御舎弟羽柴美濃守様へ被為仰付候、然る所に御普請のはか不参候として 上様御機嫌も不宜候由、其刻七郎左衛門様御見兼被成、御普請場悉七郎左衛門様御手前へ御引

取被成、夜を日に継、御精被出候に付て御普請早速致出来候由、太閤様御機嫌残所も無御座由候、七郎

左衛門様御奥意にも此度の御普請の儀大名に被為仰付候てさへ、はか不参候所に我等出精にて早速出来

申候上は定て一廉の御感にも御預り可被成と思召候刻、美濃守様へ大和国を被遣候由にて候、七郎左衛

門様へは今度の為御褒美と名物の御茶碗并に御腰物被下置候、然る所七郎左衛門様兼ての御おもわくに

は著動相違候様被思召候て則右拝領の両品を石に投つけ悉打碎ぎ右の御不足直に上様へ可申上とて御城

へ御かけ込被成候、然共当座に御座被成候御衆中手足に取付候て指留被申候由、然共其旨達 上聞候、

上様被意には扱は七郎左衛門は氣違したる物にて候間、先々在所へ可遣由にて江州坂本へ被遣候、医師には道三被為被附置能々可致養生の旨上意の由に候、されどもはき／＼と驗氣も無之に付て其後丹波



福知山の知行所へ被遣候、種々御療治被尽候へ共、

終には御本復も無之、福知山の城内にて御自害被成

候、其比七郎左衛門様御年五十六才にて候、

一 御子息老人御座候、童名於万殿と申候、後杉原伯耆

守様と申候也、

一 右於万殿、七郎左衛門様に御離れ被成候時分六、七

才にて御座候、

一 七郎左衛門様御自害被成候儀達 上聴、以外と御機

嫌悪敷、縦令<sup>(たとえ)</sup>倅在之共無分別者の倅にて候へば後々

御用にも立間敷被 思召候条、七郎左衛門後跡職の

儀は一向改易可仕旨上意の由にて御子息於万殿初家

中の上下流牢仕候事、

一 七郎左衛門様其時分の御知行高江州坂本にて三万石

并丹波福知山にて五万石都合八万石の由に候、

一 七郎左衛門様家老五人

一 青山彦左衛門

一 高橋弥次右衛門

一 田中与右衛門

一 松井源左衛門

一 松井惣左衛門

一 七郎左衛門様御跡職御改易の刻右五人の内青山彦左

衛門をのけ残る四人衆は皆々立退被申候所、彦左衛

門儀は何と存入被申候や於万殿難見放候間、各々は

い何様にも候へ我等義は於万殿守立何卒致時節を相

待、一度 上様へ出し申度心中候とて彦左衛門老人

於万殿に附居申候て養育被致候事、其内にも政所様

より彦左衛門儀は御近習に被成可被下由御意被成候

へ共、右の存念在之に付て思外御請不申上候、後々

迄於万殿に附添申候、扱て上様出御の時分は彦左衛

門、右於万殿をいただき候て路辺に罷出、御目通り

罷出在り候、然れば上様御覽付被成、あれは誰が倅

にて候やと御尋被為成候、御侍衆あれば杉原七郎左

衛門が悴の由被申上候へば御機嫌損あれて親無分別  
 故にて唯今御事被鬨候事被思召候へば尤も悴迄御に  
 くしみふかく被思召候間、打擲仕候へ、此後又も右  
 の悴御目通りに在之候は可為曲事の由上意に候へ共、  
 其儀用不申候て其後も於万殿をいたき罷出候事度々  
 の由に候、され共政所様御為には於万殿は御徒弟の  
 儀にて御座候故、政所様よりく上様へ於万殿不  
 便の由御取成被遊候由、其故か上様にも御気色(やわし)和(か)き  
 七郎左衛門こそ無分別にて相果候共、悴儀はこま(か)ケ  
 に御奉公申上候へ、末々御取立可被成旨上意にて於  
 万殿十一、二才の比初(こころ)て召出候事、其時堪忍分に撰  
 州兵庫の内西台尻池と申所にて千石被下候事、  
 一 於万殿伯耆守殿に被仰付候御名乗(こころ)長房比は十二、三の時  
 分に候事、

一 伯耆殿浅野弾正様の躰に御成候事、上様上意にて候、  
 弾正事は七郎左衛門連々引廻にて候、其上又不随筋(せ)

目も在之は旁々に見のがしがたき者の儀候条、躰に  
 致取立可申旨上意を以被成候事、

一 伯耆殿二十の時分、美濃国伊勢の内にて七千石被下  
 候事、夫より猶以御近習に被 仰付召仕出頭に被成  
 候事、

一 伯耆殿二十二の年、豊後国の内(杵築)きつき・ひろと申兩  
 所にて六万石被 仰付、右の内四万石は御代官所に  
 て候事、右きつき・ひろ御城在之候きつきの城には  
 家来杉原四郎兵衛被指置候、ひろの城には青山彦左  
 衛門被差置候事、

一 右豊後国杵築・ひろ兩所と但馬国城崎郡豊岡と所替  
 の儀は高麗御(禮)陳の刻、豊岡の領主福原右馬助殿為御  
 横目高麗へ被遣候付て在所遠く候ては手遣も不如意  
 に可在之やと 上意にて豊後国杉原伯耆守知行所と

福原右馬助知行所と可相替の由にて所替在之候、伯  
 耆殿へは但州豊岡式万石の外に播州三木にて壹万七

千石の御代官被 仰付候事、右豊岡には杉原四郎兵衛、播州三木には青山彦左衛門被差置事、

一 伯耆殿御知行、但州豊岡にて二万石、摂州の内にて

千石、常陸国小栗の庄にて五千五百石、都合二万六

千五百石にて候事、

一 高麗御陣の刻、伯耆殿(名護屋)なごやへ御伴の事、

一 大坂御出陣の時分、伯耆殿御出候、行年四十二才にて候事、

一 伯耆殿五十六にて於江府に病死、法名は道無、

一 伯耆殿御生国江州安土、在所尾州清洲の事、

(中略)

右、七郎左衛門様御代の義并古伯耆殿御幼少の時分の(家次)

(長房)

儀は、我等未生以前の事に候へば必定慥には不存候、

然れ共親彦左衛門常々被申聞候通り、大形如此覚候、

(てにおは)手仁はの違たる儀も可有之候、其外は多分覚候様に存

候間書付候、此一札末代子孫為存伝書付候て其方達へ

相渡し候者也、

慶安四年辛卯二月五日

青山六左衛門

青山助之進殿

同 藏 人殿

まいる

2 領 地

(一) 「豊岡領と他領との山境書上帳」

城崎町・秦忠雄氏藏

(表紙)

正保二年

但州 城崎郡

美含郡

他領と山境書上帳写

酉四月廿七日

気多郡と佐野村田畠山境の事

世  
一 大川はたさ(下カ)かり松より道切、とき繩手天神坂の橋切、  
近 一 山境赤坂峯切、ひろみねゆり道切、長尾谷は水はし  
り、なかの峠みね切り、

右の分相違無御座候、

酉四月廿七日

佐野村

四郎左衛門

八代と舟谷村山境

一 じや谷仏岩うへは尾八合切にて御座候、ゑほし山し  
水おとり峯より末代ケたけ迄みね切にて御座候、

右の分相違無御座候、

酉四月廿七日

舟谷村

八郎右衛門

右の通相違無御座候、

酉四月廿七日

目坂村

太郎左衛門

八代谷と大谷村山堺

一 末代ケたけ中よりなめしよことひこし水たわ、下は  
峯切にて御座候、

右の分相違無御座候、

酉四月廿七日

大谷村

孫太夫

竹野谷と宮井村山境

一 下矢次、中矢次迄峯切にて御座候、

右の分相違無御座候、

酉ノ四月廿七日

宮井村

次兵衛

竹野谷・目坂村山堺

一 上矢次より下坂迄山峯切、是より上坂はゆんたちな  
めし谷引尾七まケリ、大谷峯切にて御座候、

竹野谷と江野村山境

酉四月廿七日

今津村

一 上矢次より上坂いづれも嶺切にて御座候、

次郎兵衛

右の分相違無御座候、

酉四月廿七日

江野村

竹野谷と湯島村山境

衛門

一 たき谷より下坂迄、とい谷より上坂迄、横谷よりみ

つふさ迄、右の分みね切にて御座候、

竹野谷と来日村山堺

酉四月廿七日

湯島村

一 下切より新道嶺迄さん谷より峯きり、

藤右衛門

右の分相違無御座候、

酉四月廿七日

来日村

竹野谷と桃島村山境

一 下みつふさより上はとりい谷みね切にて御座候、

右の分相違無御座候、

竹野谷と今津村山境

酉四月廿七日

桃島村

一 大谷みふさ迄みね切にて御座候、

左衛門

右の分相違無御座候、

世

竹野谷と小島村山境

近 一 もり上よりみつふさ迄山峯切にて御座候、

右の分相違無御座候、

酉四月廿七日

小島村

弥右衛門

右の分相違無御座候、

酉四月廿七日

田結村

五左衛門

竹野谷と瀬戸村山境

一 西境は海きり、水落より上りもり上迄みね切にて御座候、

酉四月廿七日

瀬戸村

与三右衛門

一 山内のたけより坂迄みね切にて御座候、

右の分相違無御座候、

酉四月廿七日

三原村

八郎兵衛

丹後と田結村山境

一 東の海きわ但馬谷・丹後谷との間、中ノ尾とおり道、かやの峠、国境と北南尾とおりにて御座候、右の所より南たけ三原山の境迄もみねきりにて御座候、

丹後と畑上村山境

一 三原坂より池のたわ迄みねきりにて御座候、

右の分相違無御座候、

酉四月廿七日

畑上村

小左衛門

丹後と下ノ宮村山境

一 池のたわより河梨子峠(なし)迄みね切にて御座候、

右の分相違無御座候、

酉四月廿七日

下ノ宮村

仁兵衛

出石郡と法花寺村山境

一 すぐ谷の尾より杉戸峠迄みね切にて御座候、

右の分相違無御座候、

酉四月廿七日

法花寺村

小兵衛

丹後と馬路・正雲寺(祥)・法花寺山境

一 河梨子峠(なし)より馬路峠・白木の尾迄みね切にて御座候、

右の分相違無御座候、

酉四月廿七日

馬路村

太郎左衛門

正雲寺(祥)村

三郎右衛門

法花寺村

小兵衛

出石郡と河谷村山境

一 松原坂より椎谷坂迄山の峯切にて御座候、

右の分相違無御座候、

酉四月廿七日

河谷村

孫兵衛

出石郡と中ノ谷村山境

一 椎谷坂より半坂迄みね切にて御座候、

右の分相違無御座候、

酉四月廿七日

中ノ谷村

七郎右衛門

候、

出石郡と木内村山境

酉四月廿七日

駄坂村

一 半坂峠よりみひらき山迄みね切にて御座候、

弥兵衛

一 気多郡と木内村と田地境は五条の橋(つこう)ころぎわ迄みぞ切にて御座候、

気多郡と新田の境

右の分相違無御座候、

一 (こころ)ここ路ぎわより江本ほりあ(か)ヶのよろ迄、是より西は大川はたまたまて繩手切にて御座候、

酉四月廿七日

木内村

次郎右衛門

右の分相違無御座候、

酉四月廿七日

今森村

出石郡と駄坂村山境

惣兵衛

一 見ひらき山より駄坂峠迄にて御座候、同峠より南谷にて御座候、

江本村

新右衛門

一 田地の堺は、南ノ谷ふもとよりよなしけ、繩手より

こん町迄なわて切にて御座候、

右の村中、田畑山境書上申候、先代よりの堺相違無御座候、

一 気多郡と境、こん町より五条橋まで繩手切にて御座



美含郡八田村と油良村と山境

一 立石かうろ山みね切、とき石さるヶ岡は谷田にて御

座候、右の分相違無御座候、

酉四月廿七日

すから村

与兵衛

右の分相違無御座候、

酉四月廿七日

大谷村

太郎左衛門

小原村と大野村山境

一 しうちさこより丸石あさい山迄みね切、

一 中野山堺、ひいの上谷迄みね切にて御座候、右の分

相違無御座候、

酉四月廿七日

大野村

彦左衛門

一 森村と山境、平地ほそさこまでみね切にて御座候、

右の分相違無御座候、

酉ノ四月廿七日

三谷村

三郎右衛門

三川と大谷村山境

一 いささ山より三川坂みね切にて御座候、

一 はいとう村の山境、上り尾たうけみね切、

進上

(杉原伯耆守家来)  
青山六左衛門様

和田半兵衛 様

正保二年酉四月廿七日

○減封対処のため旧領中から報告させたものか。

(二) 「治代譜顯記六十余州知行高一万石以上」〔寛永武鑑〕〔抜書〕  
東京大学鷗外文庫藏

一 貳万七千石 杉原吉兵衛

小出対馬守掣

(三) 「寛永知行付」〔抜書〕 愛知県・西尾文庫藏

・ 貳万七千四百石 但馬の内

杉原伯耆守殿 大名町 (松平)相模の近

従五位下 諸太夫 杉原頼母

紋藤ともへ (岡)岡野半兵衛

・ 壹万石 但馬(豊)とい岡

杉原帯刀殿 大名町松平相模との近処

従五位下 諸太夫 杉原頼母

紋藤ともへ 和田半兵衛

(四) 「青山六左衛門遣し状」 青山保氏藏

辻村の内従古来

の荒の所其方へ遣候

間、乍苦勞引越

可被申候、新村出来

候へは可為忠節者也、

為後日の如件、

青山六左衛門

慶安五年 尚政

卯月十三日

(辻村中の小字)岩崎

与左衛門殿へ

まいる

○ 青山六左衛門は杉原家の筆頭家老。翌承応二年十月、杉原家は断絶し、城崎郡西城も取公された。

## 二 京極氏時代の藩政

### 1 藩主家譜

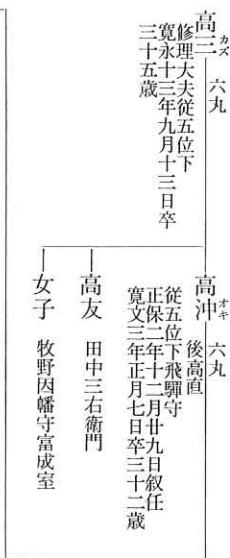
#### (一) 〔藩翰譜〕

京極

○修理大夫源高三は、丹後侍従高知が三男也、父卒してのち、田辺の城を分ち領し、三万石又は寛永十三年九月十三日卒す、其子飛騨守高仲(弟)、家を継ぎ、寛文三年正月七日、三十二歳にて卒す、其子六丸父に継ぎ、寛文三年十二月叙爵して、伊勢守高盛と申す、同き七年八月廿九日身の煩により致仕す、其子甲斐守高任(住)、実は高仲の二男、兄の世嗣となり、舎弟兵部(実は兄)に所領を分つ、三万五千石の内三万石を分つと云、寛文八年五月廿一

日、但馬の国豊岡の地に移る、按ずるに、豊岡に移りしは此一年の前寛文七年に致仕せし由、武家補任に見ゆ寛東なし

京極



#### (二) 〔藩翰譜続編〕

京極

○伊勢守源高盛は飛驒守高直か嫡男也、寛文三年三月

二十五日父か遺領を賜はりて丹後国田辺舎弟兵部高門

に所領わかつ、高直高徳四月二十日はしめて拜謁し十二

月叙爵して同じき八年五月二十一日但馬国城崎豊岡

等の地を賜はりてうつる三万五千石となる、此とき土木の用途

をたまふ金二、千兩、延宝二年三月十八日致仕す、宝永六年

六十歳にて卒す前編に寛文七年、其子土肥之助高住前編に高

致仕としるせしはあやまりなり、實弟にて高直か四男なり、寛文七年九月初て見

参し延宝二年家をつき従五位下甲斐守に任し正徳四

年七月十九日病によりて致仕し享保十五年八月十日卒す七十一歳、長子

修理高栄家を継、弟水野左衛門善興に廩米をわかつ

二千、高栄宝永元年九月初て見へたてまつり、

後に叙爵して加賀守に任し、享保六年六月十五日卒

す、三十二歳、長子土肥之助高寛八月三日父か遺領

をたまはり、同じき十一年九月十三日十歳にして世

を早うしければ所領召おさめられ、弟なりける黒田

大吉高平後修理高永にあらたむとあらたむ此内

せらるに旧領の内一万五千石をたまはる此内

月二十八日はしめて拜謁し十二月従五位下甲斐守

になり、宝暦十年八月十二日卒す、四十歳、嫡子修

理高品七月十八日父か遺領を賜る時、同き十一年

九月十五月初て見へ奉り十一月叙爵して甲斐守に任

す、

高三 高直

高盛 六丸 高住 土肥之助

伊勢守従五位下 寛文三年十二月廿八日叙任

延宝二年三月十八日致仕 宝永六年二月朔日卒 六十歳

法名楊林院照山道廓 叙任 正徳四年七月十九日致仕

高元 主税 享保十五年八月十三日卒 七十歳

一人早世 法名普明院大雲道端

一人早世 法名普明院大雲道端

高門 兵部 初尚明 享保九年二月十七日卒 六十四歳 今京極八之丞高燭祖

高住 土肥之助 某 万里之助 高里 興之助 図書 民部 京極兵部高門養子 後婦別髮号瑞石 高完 求馬 京極斎宮高成養子 女子三人 共高経養女	高栄 修理 初高継 加賀守從五位下 正徳四年十二月八日叙任 享保六年六月十五日卒三十二歳 法名源照院通岸道達 高正 亀之助 早世 善興 重次郎 今京極勇次郎高端祖 女子三人 共実図書高里女 京極帶刀高寿妻 家人 石東源兵衛明達妻 坂本团右衛門守休妻
---------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

高品 六丸 修理 甲斐守從五位下 宝曆十一年十二月十八日叙任 高大 陽吉 左近 実高永五男依病籠居 成寿 幾松 舍人 初高盈 坂部左五右衛門正方養子 永武 元吉 早世 玄蕃 女子三人 石川初負総武妻 許嫁鳥居左太郎忠供離別 嫁大沢下野守基孝 一人早世 高大 陽吉 左近 女子	女子 早世 高寛 土肥之助 享保十一年九月十二日卒十歳 法名源通院道門日照 高永 黒田大吉 修理 初高平 享保十一年九月十九日繼高寛 甲斐守從五位下 享保廿年十二月十六日叙任 宝曆十年八月十二日卒四十歳 法名靈瑞院新豊華谷道淳
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(三) 〔寛政重修諸家譜〕

宇多源氏 佐々木庶流

京極

高三たかみつ 六九 修理大夫 從五位下

京極丹後守高知が三男、母は竹原氏。慶長十二年丹後国田辺に生る。十六年三月二条城にをいてはじめて東照宮、(秀忠)院殿に拜謁す。時此のとき台徳院殿より來て、三万五千石を賜ふ。元和八年父が遺領丹後国加佐郡の内にをいて、瑞泰寺は高三が開基せるところなり。のち寺号を見樹寺と改む。室は水野隼人正忠清が女。

高直たかなを 初高沖たかみき 六九 飛驒守 從五位下

寛永九年生る。十三年遺領を継。五歳時に十一月朔日はじめて高栄院殿にまみえたてまつる。正保二年十二月晦日從五位下飛驒守に叙任す。四年七月十三日仰をうけて増上寺の普請をつとむ。十二月八日先に地震にて破壊せし石壘を修造せしより、家臣等に時服、白銀等をたまふ。寛文三年正月七日田辺に卒す。年三十二。真廓道保法性院と号す。葬地高三におなじ。室は水野監物忠善が女。

高友たかとも 三右衛門 田中を称す。母は某氏。

女子 母は高直におなじ。牧野因幡守富成が室。

女子 實は京極丹後守高知が女、高三に養はれて六郷伊賀守政勝に嫁す。

高盛たかもり 六九 伊勢守 從五位下

慶安三年生る。明暦三年十二月十九日はじめて(家綱)院殿に拜謁す。寛文三年三月二十五日遺領を継、三万三千石を領し、二千石を弟兵部高門におちあたふ。四月七日父が遺領を物備前長義の刀を献じ、十二月二十八日從五位下伊勢守に叙任す。八年五月二十一日田辺をあらためて、但馬国城崎二方、營作ゆづりの料として金二千兩の内をうつされ、豊岡を居所とし、管作の料として金二千兩を賜ふ。延宝二年三月十八日致仕し、四月五日得物米国光の刀をたてまつる。宝永六年二月朔日卒す。年六十。照山道廓陽林院と号す。駒込の瑞泰寺に葬る。この寺はかつて祖父高三が開基せる所なり。

高元たかもと 主税 母は高盛におなじ。

女子 母は上におなじ。

女子 母は上におなじ。森伯耆守長武が室。

女子 母は上におなじ。

高門たかかど 京極八之助高燭が祖。初高明たかあき 兵部 母は上におなじ。

高住たかすゐ 甲斐守 母は上におなじ。兄高盛が養子。

某 万里之助 母は上におなじ。

高里たかさと 初高久たかひさ 高徳 奥之助 民部 図書 号端石。母は上におなじ。京極兵部高門が養子となり、のち病によりて高住がもとにかへる。

高完 求馬 京極斎宮高方が養子。

女子 高住が養女。

女子 上におなじ。

女子 上におなじ。

高住 土肥之助 甲斐守 從五位下 致仕号甲斐入道

高住 實は高直が四男。  
万治三年生。寛文七年八月二十九日高盛が嗣となり、九月五日はじめて敵有院殿にまみえたてまつる。時に延宝二年三月十五日封を襲、十二月二十七日從五位下甲斐守に叙任し、四月十九日松平越後光長が家臣安藤次郎兵衛某罪ありてめし預けらる。貞享元年九月二十一日領地の御朱印を下さる。宝永六年六月十二日、さきに仙洞、女院兩御所造宮の事をつとめしにより、仙洞より勅製の薬物をよび和歌三部抄を賜はる。十二月十五日江戸にいて時服十領をたまひ、二十八日家臣等にも物をたまふ。元禄四年七月二十九日致仕し、八月十一日得物備前助包の刀を獻す。享保十五年八月十三日卒す。年七十一。大雲道瑞興國寺と号す。牛島の弘福寺に葬る。室は松平大和守直矩が女。

高栄 初高繼 修理 加賀守 從五位下  
母は難波氏。

元禄三年生。宝永元年九月十五日はじめて常憲院殿に拜謁す。時に正徳四年七月二十九日封を襲、弟水野左衛門善興に領知收納の内にいて、慶米二千俵をわがちあたふ。十二月十八日從五位下加賀守に叙任し、享保元年四月十五日はじめて封地にゆく暇をたまふ。六年六月十三日卒す。年三十二。通岸道達源照院と号す。葬地高盛におなじ。室

は水野和泉守忠之が養女、後離婚す。継室は松平越中守定重が女。

高正 龜之助 母は高栄におなじ。

善興 京極三右衛門高綱が祖。重次郎 左衛門 水野を稱し、高明がとき京極に改む。母は上におなじ。

女子 實は図書高里が女、高住に養はれて京極帶刀高寿が妻となる。

女子 實は高里が女、高住に養はる。家臣石東源五兵衛明遠が妻となる。

女子 實は高里が女、また高住に養はれて家臣坂本团右衛門守休に嫁す。

女子 母は忠之が養女。

高寛 土肥之助 母は中村氏。

享保二年豊岡に生る。六年八月三日遺領を継。時に九月朔日父が遺物保昌五郎の刀を獻す。十一年九月十二日卒す。年十。道円日照源通院と号す。領地橋場の妙高寺に葬る。いとけなうして卒するにより、その領地はおさめらる。

高永 初高平 大吉 修理 甲斐守 從五位下  
母は上におなじ。

享保五年豊岡に生る。十一月十九日兄高寛卒して其所領を収めらる。といへども、高永実弟なるが故に、但馬国城崎二方二部の内にいて更に一万五千石を賜ひ、猶豊岡を居所とし、この日叔父水野左衛門善興に慶米二千俵をわがちあたふべき旨仰をかうぶる。七歳に十三日黒田をあらためて京極に復す。二十年七月二十八日はじめて有徳院殿に拜謁し、十二月十六日從五位下甲斐守に叙任す。元文三年四月十八日はじめて領地に行の暇をたまふ。宝曆十年八月十二日豊岡に卒す。年四十一。新豊華谷道淳靈瑞院と号す。後岡の瑞泰寺に葬る。この寺は曾祖父高盛当地にうつりし後岡基せし所なり。室は細川山城守興生が女。

高品 六九 修理 甲斐守 従五位下  
寛保元年生る。宝曆十年十月十八日遺領を継、十一年九月

十五日はじめて渡明院殿にまみえたてまつり、十二月十八日従五位下甲斐守に叙任す。十二年四月十八日はじめて領地に行の暇をたまふ。寛政三年五月十一日致仕し、四年七月六日豊岡に卒す。年五十二。馨蒼徳翁道胤賢明院と号す。葬地高永におなじ。室は加納遠江守久堅が女。

某 勝十郎 多田を称す。母は某氏。

成寿 初高盈 幾松 舎人 母は高品におなじ。坂部左五右衛門正方が養子。

永武 元吉 支蕃 母は某氏。

女子 母は高品におなじ。石川朝負総武が妻。

女子 母は馬場氏。はじめ鳥居権之助忠洪に婚を約し、いまだ嫁せずして離婚し、後大沢下野守基季が妻となる。

女子 母は 高品におなじ。

高大 左近 母は二女におなじ。兄高品が養子。

女子 母は上におなじ。大久保吉十郎忠寿に婚を約すといへども、嫁せずして忠寿死す。

高大 陽吉 左近 実が高永が五男。  
天明七年十二月八日高品が嗣となり、寛政二年十二月十五日病によりて嫡を辞す。

高有 初高尚 錦三郎 加賀守 従五位下  
実は京極備前守高久が五男、母は野口氏。

安永四年生る。寛政三年二月十日高品が養子となり、三月

二十一日はじめて將軍家にまみえたてまつり、五月十一日封を襲、但馬國のうちにをいて一万五千石を領し、豊岡に住し、代々柳間に候す。十二月十六日従五位下加賀守に叙任し、四年四月十五日はじめて領地にゆくの暇をたまふ。室は脇坂淡路守安親が女。

高行 六九 母は安親が女。

女子 母は上におなじ。

家紋 四目結 五七桐 十六葉菊 二引龍 雪齋

(四) 〔但馬京極家譜〕 東京大学史料編纂所蔵

(上略)

高行 六九 修理

甲斐守 従五位下・天保二年五月十日家督・同年十二月十六日叙任 弘化四年九月廿九日卒・法名成義院 善習(伝道)

女子 早世

氏徳 始高篤 島田錦三郎 島田藤十郎為養子

某 鐵五郎 早世

某 東之助 早世

女子 早世



〔高厚 鑑吉郎 修理  
 飛脚任、元治二年二月二日家督・同年二月二十  
 日叙任、元治二年三月・慶応二年八月被  
 奉拜、仰顔、人数、天蓋、出ス、東山、滯京、旅御、警始、而  
 巡邏、被仰、今般、蘭公、使参、内被、御所、御警、衛候、被、免、尤、中、市、ノ  
 義へ、京、都、御、警、衛、候、置、候、様、更、御、所、御、警、衛、候、被、免、尤、中、市、ノ  
 主上、東、京、地、人、民、籍、奉、還、幸、ノ、上、表、差、出、兼、天、氣、候、伯、明、治、二、年、二、月、  
 二、月、土、地、人、民、籍、奉、還、幸、ノ、上、表、差、出、兼、天、氣、候、伯、明、治、二、年、二、月、  
 免、候、二、付、同、年、四、月、出、京、引、弘、同、年、六、月、二、月、今、般、大、置、候、伯、明、治、二、年、二、月、  
 差、出、候、同、年、四、月、出、京、引、弘、同、年、六、月、二、月、今、般、大、置、候、伯、明、治、二、年、二、月、  
 同、年、十、月、品、川、取、締、被、同、年、九、月、掃、京、免、候、明、治、五、年、七、月、豐、岡、藩、知、事、被、  
 免、廢、藩、二、付、同、年、九、月、掃、京、免、候、明、治、五、年、七、月、豐、岡、藩、知、事、被、

(下略)

(五) 〔徳川実紀〕

寛文八年五月廿一日、

京極伊勢守高盛、丹後国田辺より但馬国城崎豊岡に  
 転封せしめられ、居所营作料貳千両給ふ。

延宝二年三月十八日、

但馬国豊岡城主京極伊勢守高盛、こふままに致仕の  
 御ゆるしあり。所領三万三千石を弟土肥之助高住に

つがしめ給ふ。この高盛は故の飛驒守高直が子なり。

明曆三年十二月十九日初て見え奉り、寛文三年三月

廿五日家つぎ、丹後の国田辺の城主たり。その十二

月廿八日叙爵して伊勢守と称し、八年五月廿一日今

の地たまはり、このとき土木の費とて金二千両下さ

る。この日致仕し、宝永六年二月朔日六十歳にて卒

しぬ。

正徳四年七月二十九日、

但馬国豊岡の領主京極甲斐守高住致仕のこひをゆる

され、その子修理(たかよし)高栄(たかよし)に原封三万五千石をつがしめ、

二男水野左衛門善興に二千石をわかちあたふ。此高

住は故の飛驒守高直が四男なりしが、兄故伊勢守高

盛が養子となり、寛文七年九月五日はじめて見参し、

延宝二年三月十八日家をつぎ、そのとし十二月廿七

日従下(ママ)の五位して甲斐守と称し、けふ致仕して後享

保十五年八月十三日七十一歳にして終りぬ。

享保六年八月三日、

但馬の国豊岡の領主京極加賀守高栄が遺領三万五千石を、其子土肥之助高寛につがしむ。此高栄は故の甲斐守高住が子にて、宝永元年九月十五日初見し、正徳四年七月廿九日父が致仕の日家つぎて、此時弟水野左衛門善興に廩米二千俵をわかち、其年十二月十八日叙爵して加賀守と称し、ことし六月十三日三十二歳になりて卒せしなり〔『日記』『藩翰譜続編』〕。

享保十一年九月十九日、

丹後国田辺の城主京極土肥之助高寛(たかのり)いとけなくして身まかりしかば、所領三万五千石はみな収公せられ、その弟黒田大吉高永に旧領の内一万五千石の地をあらたに下し給はり、伯父水野左衛門善興に二千石(俵)わ

ちちあたふべしと仰下さる。この高寛は故の加賀守高栄が子にて、享保六年八月三日父が遺領を賜ひ、ことし九月十二日わづか十歳にしてよを早うしぬ〔『日記』『藩翰譜続編』〕。

宝暦十年十月十八日、

但馬国豊岡領主京極甲斐守高永遺領一万五千石を、其子修理高品(たかがき)に給ふ。この高永ははじめ黒田大吉高平といへり。兄なる土肥之助高寛享保十一年九月十二日十歳にて世を早うしければ、所領めしをさめられ、別に旧領のうちを高永に分ち賜はる。享保廿年七月廿八日はじめて見参し、十二月十六日(五)四位下して甲斐守と称し、ことし八月十二日四十歳にて卒す〔『日記』『藩翰譜続編』〕。

2 分限帳

(一)〔田辺京極家分限帳〕寛永十七年四月改修理大夫  
高三代(三万五千石当时)

〈作表〉

舟木直温氏藏

禄高	家臣名	摘要
六〇〇石	松山 左馬之助	後、石東卜記ス。
七〇〇	前波 九右衛門	後、藏人。寛永二十一年九月九日
四〇〇	前波 一 学	
四〇〇	谷 平左衛門	
四五〇	猪子 長兵衛	
二〇〇	種村 平兵衛	
三〇〇	坂本 藤右衛門	
二五〇	生駒 権兵衛	
二〇〇	渡辺七郎右衛門	寛永二十年十一月二十日、五〇石加増
二〇〇	坂井新五右衛門	
二〇〇	家所八郎右衛門	
二〇〇	留田 惣兵衛	
二〇〇	羽田 右衛門作	
二〇〇	谷田 藤左衛門	伊庭右京尊父
二〇〇	堀 四郎右衛門	
二〇〇	田村 十兵衛	

二〇〇	山羽 源左衛門	寛永十八年巳三月十五日
一五〇	山本 権左衛門	
一五〇	前波 治郎兵衛	
一五〇	草鹿 八 助	
一五〇	矢野 吉兵衛	
一五〇	安藤三郎右衛門	
一五〇	松浦 八左衛門	寛永二十一年九月一〇〇石加増
二五〇	横田 清右衛門	
三五〇	横田 権太夫	
二五〇	横田 寛之丞	
二五〇	田中 市右衛門	
二〇〇	今井 孫左衛門	
二〇〇	久米 善兵衛	
一五〇	疋田八郎右衛門	後、舟木卜記ス。
一五〇	小倉 久左衛門	
一五〇	岡部 助之進	
一五〇	西山弥五左衛門	
御用人		
二〇四石三斗五合	沓見 四郎兵衛	
二五〇石	能瀬治郎右衛門	御普請奉行
一五〇	津山 治兵衛	〃
一五〇	青木 久大夫	御金奉行
一五〇	河瀬 小左衛門	御代官

一五〇	谷口 兵大夫	御勘定奉行
一〇〇	大木 茂大夫	〃
一〇〇	後藤 利 庵	
一〇〇	和田 清右衛門	御留守居
一〇〇	和田 太郎兵衛	町奉行。寛永二十一年ヨリ五〇石御加増
一〇〇	堀地 九兵衛	郡奉行
二〇〇	谷口 与左衛門	寛永十八年五月二十日四〇石加増
二四〇	三浦 又左衛門	
延高ノ九七八四石三升五合		
元高ノ六九三五石三斗七升		
七〇〇石	江戸上下仕御小姓衆	
四〇〇	前波 藏 人	寛永二十一年九月三〇石加増
四八〇	伴 市左衛門	
四三〇	沼田 伝左衛門	
二二五	前田 彦右衛門	
二二五	二品 弥右衛門	
二二五	谷屋治郎右衛門	
二二〇	木下 勘 兵衛	
一五〇	石崎 五郎兵衛	
一二〇	矢木 十左衛門	
一二〇	入江 吉左衛門	

一五〇	湊 勘左衛門	
一〇〇	木原 八兵衛	
江 戸 詰		
三二〇	河島 三郎兵衛	
三〇〇	河島 庄 七	
三〇〇	森川 角左衛門	
一五〇	伊賀 文左衛門	寛永二〇年二〇〇石加増
一〇〇	佐藤 茂左衛門	
二五〇	斎野 甚左衛門	外に二〇〇石加増
延高ノ四八四五石		
元高ノ三三八二石五升七合		
五四四石	御弓鉄炮衆	
五四四	前波 九右衛門	
五四四	前波 藏 人	
五四四	伴 市左衛門	
五四四	沼田 伝左衛門	
五四四	前田 彦右衛門	
二七二	猪子 長 兵衛	
二七二	杵見 四郎兵衛	
延高ノ二九九二石		
元高ノ二二六五石四斗四升		

<p>元高×四〇五石 延高×四三二石</p> <p>寺社領下 六〇石 三〇 三〇 二二石八斗 七升八合 二一石九升 七石二斗三升</p>	<p>在郷侍知 四〇石 三五 三〇 三〇 三〇 三〇 三〇 三〇 三〇 三〇 三〇</p>	<p>井上 与市郎 笠井 角左衛門 高田 六右衛門 三上 嘉兵衛 菊田与惣左衛門 西 吉左衛門 松村 少左衛門 荒尾 源左衛門 牧 兵右衛門 村井 伝兵衛 藤田 七郎兵衛 山口 庄大夫 和田 孫右衛門</p>	<p>御小人奉行 大津廻米奉行 御武具奉行 御作事奉行 大津廻米奉行</p> <p>大津にて米奉行 山奉行</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------

<p>元高×三万〇五四〇石 元高都合三万五二一五石 延高×五万〇〇二〇石余</p> <p>江戸上下無足人 三五石 五人扶持 落合 加左衛門 岡本 源右衛門 次那五郎右衛門</p>	<p>七石一斗二升六合 六石一斗二升 五石七斗七升六合 三石八斗四升 四石六斗五升七合 四石五斗五升三合 二石五斗二升一合 五斗二升 五斗 二〇石六斗八升五合 延高×三二一石六斗七升 五一三石七斗四升 八合 内余米有 延高×八〇〇石八斗余五勺三分 延高×合一万九四八五石 元高×合一万三七三二石 元高二万一四八三石</p>	<p>海臨寺 多祿寺 天台寺 竜雲寺 東山寺 大行寺 本行寺 珠光庵 天王社領</p> <p>宝寿院 殿</p>	<p>当年分御蔵掛入</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------	----------------





二〇	五	青木	九郎兵衛	大津御米奉行	七石	二人扶持	近藤 平左衛門	田辺下台所
一八	四	大木	五右衛門	御材木奉行	七	二人扶持	河合 孫右衛門	江戸下シ萬肴奉行
四〇	五	村山	善 吉	御乘馬馴番	一〇石五斗	三人扶持	早藤佐五右衛門	萬小奉行
一五	三	坂井	安右衛門	御山奉行	一〇	三人扶持	篠原 長右衛門	京御番
二五	三	滝	弥三右衛門	御山奉行	一〇	京升	伊田勘右衛門	但し京著
一五	三	早田	助兵衛	御國萬用人	四	三人扶持	御番ノ者 一人	但し京著 <small>橋</small> 梁番
一九	四	尾藤	市左衛門	御普請奉行	五	二	御城御花畑番者 一人	
一七	四	羽加	与 助	御普請奉行	二一	七	所ノ番ノ者 七人	
一五	四	松下	佐治右衛門	御普請奉行	二	七	内一人御道具藏、二人材木藏、二人御船藏、一人御屋敷門番、一人カワリ木ノ番	
一五	三	梅	小左衛門	御普請奉行	五	一	籠ノ番 一人	
一五	三	山田	久右衛門	御普請奉行	九	二	掃除者 二人	
一五	三	山田	又左衛門	御普請奉行	九	一	田辺御馬ヤに居申 人足一人	
一五	三	山内	九兵衛	御普請奉行	六	一	田辺御廐に居申候 人足一人	
一五	三	羽加	与右衛門	御普請奉行	二六	六	井上与市郎組御小人六〇人の食焚人足四人	
一五	三	加藤	少右衛門	御鷹匠	四石五斗	二人扶持	西津様 御人足	
一五	三	留森	三右衛門	御鷹匠	一〇石	二人扶持	市能瀬治郎兵衛一御材木藏番	
一五	三	飯田	弥十郎	御鉄炮打	一六	四	今村市兵衛手代二人	
一五	三	早野	善兵衛	萬小奉行	八	二	宇丹又左衛門手代一人	
一五	三	安井	忠右衛門	萬小奉行	高田	右衛門	堀地九兵衛手代一人	
一五	三	廣瀬	小右衛門	御武具奉行	紙酒札改手代		大津ニテ御米奉行手代一人	
一五	三	小安	又兵衛	御屋敷定番				
一五	三	中村	喜兵衛	御屋敷定番				
一五	三	中野	七右衛門	御鉄炮				
一五	三	沢	伊右衛門	同金具屋				
一〇	三	大和	利右衛門	竹壳奉行				



一九石	御丈様被召仕候者共の切茶の分
二七石五斗	〇〇方十二月分
五升二合	一カ月ニ付二石二斗九升六合
五石 三人扶持	ときや忠左衛門
三石 二 "	ぬし屋甚左衛門
" "	白金屋溝右衛門
三人扶持	ひものや ち意
" "	切付や
五 "	五郎右衛門
一〇 "	矢木 怡 帆
" "	谷 伝 蔵
七 "	横田 円 齋
四 "	堀地 治郎兵衛
	三上 加兵衛
御切米高	御作事奉行
三四三七石五斗二合	
内二〇石京升著	
金子	
九四兩三步銀七匁	
御扶持方	
六六六人半扶持	
御合力米方	
二〇〇石	御 袋 様
一〇〇石	西 津 様
	高知公御母公 御娘子ノ由伝聞

七〇	興 雲 様	高知公御部屋
八〇	松山 左馬助	左馬助母義ノ御袋
二〇	梅 天	御母義
一〇	伊勢大神宮へ毎年被遣候	
二	大善院より使僧に毎年被遣候	
三	江上 八右衛門一	
三	中山ノ渡守へ毎年被遣候	
〆四八八石		
都合三九五石五升二合	町米	
内二〇石京升		
納枿		
二六四三石三斗六升八合		
金子		
九四兩三步銀七匁		
御扶持方		
六六六人半扶持		
以上		
三〇石 四人扶持	堀地 半三郎	
三〇 " 五 "	樋口 小源太	
三〇 " 四 "	河瀬 弥平太	
三〇 " 四 " 人 "	後藤 元 番	
三〇石 五 "	谷口 清太夫	
三〇 " 五 "	谷口 十郎兵衛	

三〇〃	入江
三八〃	井上
三五〃	伴与治
五〃	三浦孫兵衛
〃	沼田彦兵衛
〃	坂本作左衛門
〃	岩崎佐十郎
〃	猪子長兵衛
〃	入江十太夫
〃	井上弥兵衛
〃	伴与治右衛門
〃	三浦孫兵衛
〃	沼田彦兵衛
〃	坂本作左衛門
〃	岩崎佐十郎
〃	猪子長兵衛

右ノ者寛永十七年御家中知行高  
并切米御扶持方御合力米御蔵入ノ帳面

寛永十七年辰卯月十九日

猪子長兵衛  
伴市右衛門

大野勘右衛門殿

沼田伝左衛門  
谷九助  
前波九右衛門

(一)〔豊岡京極家分限帳〕

宝永四年正月甲斐守高  
住代(三万三千石当时)

〔作表〕

木村宏氏蔵

禄高	家臣名	摘要
家老年寄分		

一、二〇〇石

一、七〇〇石

一、〇〇〇石

五〇〇石

二〇〇石

三〇〇石

三〇〇石

三五〇石

三五〇石

二八〇石

年寄同列

六〇〇石

三〇人扶持

三〇人扶持

三五〇石

江戸留守居

二〇〇石

留守居年寄

二〇〇石

一五〇石

石東兵庫

舟木左京

八幡山内記

前波九右衛門

舟木多宮

猪子伊織

新兵小兵衛

鳥井本大蔵

種村平馬

石東主殿

生駒権兵衛

側役

阪本 团右衛門 九右衛門次席

石東 一学 主殿次席

八幡山 衛士 権兵衛次席

塩冶 大介 一学次席

徳永 源右衛門

岡本 族之介 近習用人

瀬戸 仁右衛門 近習用人

山内 幸右衛門 近習用人

番頭

二〇〇石 岩田 平之丞 淵江取次

二〇〇石 二〇人扶持 難波 劔 治 淵江取次

二〇〇石 竹村 多 門

二五〇石 伊庭 右 京

二〇〇石 沼田 伝左衛門

旗奉行 小頭一人・旗者一五人預り

三〇〇石 一古在 小右衛門一劔次席

槍奉行 小頭一人・持長柄二〇人預り

一五〇石 一朝奇 文 平一多門次席

物頭 小頭二人・足輕二〇人つゝ預り

二一五石 木下 勘兵衛

二五〇石 野口 五左衛門

一五〇石 谷口 造酒之丞

二〇〇石 西山 久左衛門

二三〇石 勝田 左二兵衛

三〇〇石 斎 甚左衛門

郡奉行 小頭一人・同心七人つゝ預り・寺社奉行兼

一五〇石 金井 又兵衛 勘兵衛次席

一五〇石 津山 新 平 左二兵衛次席

一五〇石 山崎 孫 助 瀬兵衛次席

吟味役

二〇〇石 田村 瀬兵衛

二六〇石 古沢次郎左衛門

奏者番 児小姓・徒士・馬鷹支配

一〇〇石 二〇人扶持 堀 孫左衛門

一〇〇石 一〇人扶持 猪子 政之丞

一〇〇石 一〇人扶持 疋田 主 馬

一〇〇石 一〇人扶持 三好 勘 介

一〇〇石 一〇人扶持 生駒 大之丞 淵江詰

一〇〇石 一〇人扶持 猪子 長兵衛 淵江詰

一〇〇石 一〇人扶持 横田 団 平 淵江詰

二〇人扶持 若林 半之助 淵江詰小姓

五人扶持 鳥井本 三十郎 淵江詰小姓

公儀使 役料二〇俵つゝ

一三〇石 磯貝 六左衛門 政之丞次席

一五〇石 安孫子 岡右衛門

近習給人列

一五〇石 河野 平兵衛

一〇〇石 平松 造右衛門

勘定頭

一〇〇石 一 村井 権右衛門









五兩	三人扶持	中川新	六
六兩	三人扶持	海原源吉	七
五兩	三人扶持	吉田源八郎	
奥坊主			
四兩	二人扶持	不枝山	四季施料
四兩	二人扶持	寺田如山	同
四兩	二人扶持	中江小伝	同

(三)〔豊岡京極家分限帳〕  
文化六年 飛騨守高有代  
 (二万五千石當時)

舟木直温氏藏

禄	高	家臣名	摘要
三〇〇俵		奥方へ合力米 <small>(京極分家)</small>	
二〇〇〇		三右衛門へ内分米	
家老年寄分			
二五〇石		坂本弥三左衛門	加判側用物主
二〇〇		猪子左織	加判側用
留守格用人			
一五〇石		岩崎主 鈴一	

一〇〇	側役	谷口十郎左衛門	側用表兼物主
一〇〇石	側	堀 甚五兵衛	側用人表兼
一〇〇石	番頭	生駒 隼人	一 兒小姓 徒士馬鷹支配
奏者番		高階 八右衛門	右同断 取次
五〇石		津山 権太夫	郡神社町奉行
五〇		瀬能 十太夫	奥家老
一三〇		藤村三郎左衛門	普請奉行・道橋奉行
五〇		木下 主 馬	・大目付
五〇	一五人扶持	堀 甚五兵衛	側役
六五石		舟木 老之助	
五〇		大輪 平 蔵	留守居
		磯貝 新 八	六九付守役 <small>(高行)</small>
近習列			
一〇〇石	一〇人扶持	坂本 造 酒	小納戸詰番
八〇石		西山 弘	"
六〇		勝田 岡之丞	奥詰
五〇		岡 登	大目付





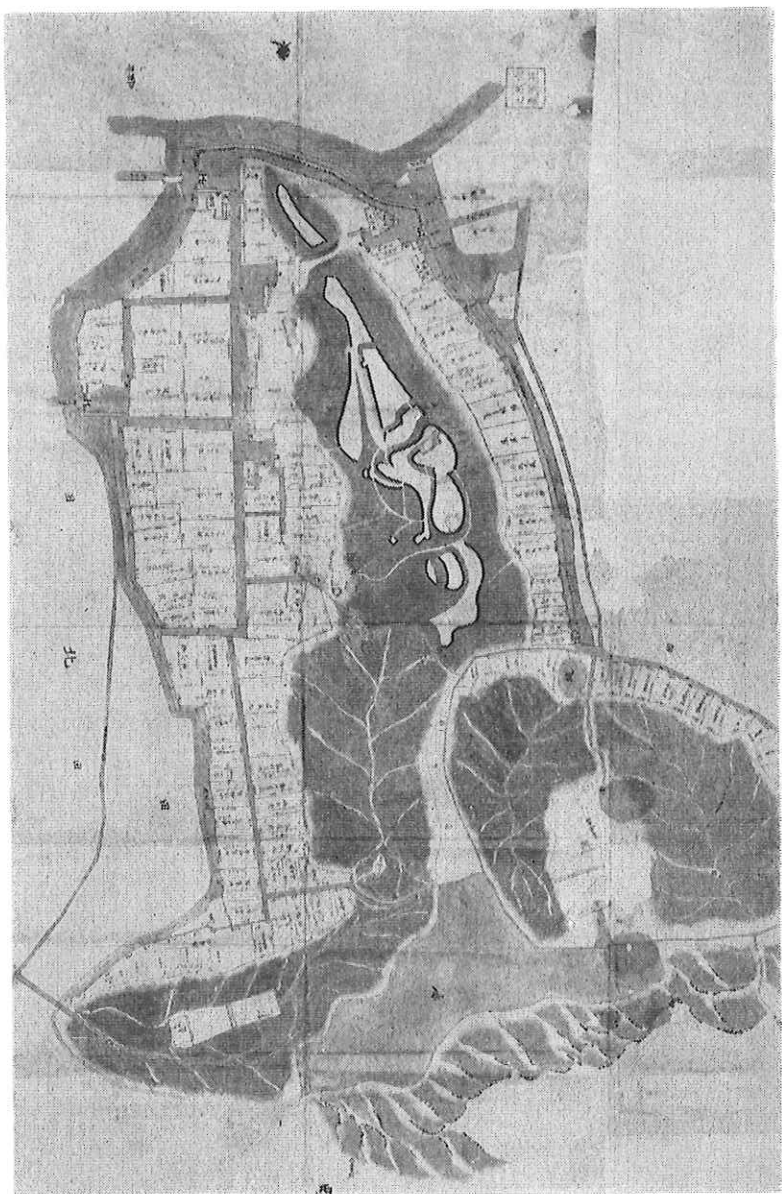
六石 二人扶持 三人扶持	徒 士	尾藤 又次郎	高橋 弥次右衛門
三石 一人扶持	無格 雇	久保田 松太郎	一瀬 閑 台
"	"	下村 彦太郎	右筆会所 免方助
"	"	小沢 宇八	茶道 莫方
"	"	本田 丈助	徒目付 会所役
"	"	舟越 兼助	会所右筆
"	"	竹島 惣太夫	大納戸会所 作事賄方
"	"	井上 忠右衛門	広式番
六石 二人扶持 飯料一石	徒役 人	小沢 專助	大納戸会所 徒目付作事方 会所武具方 下屋敷懸り
六石 二人扶持	徒役 人	尾藤 多右衛門	大納戸会所
七石五斗 二人扶持	徒小頭并 同列	田路 初右衛門	徒小頭 大納戸 会所茶頭
"	"	上原 喜作	徒小頭会所 御番所道具頭

六石 二人扶持	徒小役 人	塚本 伊三次	下村 甚平
"	"	竹内 虎之助	久保田 元次
"	"	町井 庄司	渡部 芳太郎
"	"	葛岡 太助	神矢 勘之助
六石 二人扶持	徒小役 人	西村 重兵衛	六丸付
"	"	木村 真平	広式詰
"	"	山本 長七	本井 友四郎
"	"	津田 友右衛門	賄役 買方
"	"	沖野 喜右衛門	郡方下役
家老年寄 隠居	五人扶持	前波 木 軒	(懸)
足輕小頭并同列	四人扶持	大谷 由右衛門	瀬能十太夫組小頭
四石五斗 二人扶持	三兩一步	塩井 吟助	大輪平藏組小頭
四石五斗	"	原田 満平	作事方
"	"	沢田 梶右衛門	勘定下役





豊岡藩郭内図（明治三年と推定） 大石久子氏蔵



3 藩政記録

(一) 〔凡平均御物成請払積り帳〕

(二) 〔御用御勝手御借財取調帳〕(文化十四年)

(三) 〔百四拾人講御達しの御手板〕

○享保滅知後、藩財政の窮乏は年ごとに甚しくなり、しばしば御用銀が賦課された。しかも文化十四年には借財総額が、一万九七九兩、銀にして一三〇四貫余に達した。この内、年貢先納分を差引いた借金は八七〇〇兩、銀にして五七四貫の返済に藩は差詰ってしまっていた。このため藩は領内二郡と豊岡町方に御用銀と百四拾人講の組立てを命じた。これらの史料は御物主が町人九〇名を呼出し、講の引受けを依頼した際、説得のため作成されたもので、講加入の印形した町・在の富裕商人や有力百姓の名が連らなっている。

(一) 〔凡平均御物成請払積り帳〕 邨尾登氏藏

一米老万五千俵 御物成辻

内

千五百俵

三千五百八拾五俵

式斗四合

(京藏分家)  
三右衛門様御分米  
兩御家中年中  
御渡方御扶持方共  
御借り米引残り

三拾俵

拾八俵壹斗五升

壹俵

七俵式斗

拾式俵

拾式俵

五俵式斗四升

式拾俵

八俵

式拾俵

三拾壹俵式升四合

式拾六俵式斗五升

勢州御初穂米  
三ヶ寺御霊供米  
御蔵札場鏡餅  
万猷院御寄附米  
生駒隼人殿御役料  
堀甚五兵衛殿右同断  
坂本直記右同断  
大輪平藏右同断  
瀬能十太夫右同断  
御徒役人列右同断  
杉山茂左衛門七人扶持  
大庄屋四人老人半扶持つゝ